



令和6年4月1日 策定

〈前文〉

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、大野市の教育理念に基づき、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会を実現するため、自分自身を大切にしたり、他者を思いやり互いに助け合ったりする「明倫の心」を核とした心の教育を推進します。
- 本校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識したときにこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、県・市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○学校の運営方針「上庄っ子の夢や幸せを追い求めて」

- ・勉強大好き（居場所がある学校） ・ふるさと大好き（地域と共に歩む学校）
- ・自分も友達も大好き（絆が深い学校）・笑顔いっぱい（協働し高めあう学校）

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進め、自分も友達も大切に、児童同士が互いの良いところを認め合い、絆を深める。お互いの頑張りを認める場面を通して自他を大切に育てる。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認め、差別や偏見を許さない態度を育てる。教職員の言動が児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払う。

○体験活動の推進

集団宿泊体験学習やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

福井県版心のノート等を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合い高め合う心、感謝の心を育てる。

○ふるさと教育の充実

地域について学ぶことで、地域への愛着心や人として大切なことを学ぶ。

(2) 学校評価の位置づけ

○いじめの防止等に関する取組を評価項目に位置付け、教職員自らの評価、保護者や児童の意見等を真摯に受け止め、取組の改善に努める。

(3) いじめの未然防止

○主体的で対話的な学びの力が育つ授業づくり

・公開授業日を設けたり、一人1回の授業研究を行ったりして、「わかった・できた」を実感できる授業づくり、様々な教科で「主体的で対話的な学び」の力が育つ授業づくりに努める。

○いじめの起きない学校・学級づくり

・意識調査を活用し、児童に自尊感情を育む安心して通える学校づくりに努める。
・縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進める。
・毎月0のつく日を「いじめ防止5か条復唱日」とし、児童に意識付けを行う。

○児童の主体的活動の充実

・学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

○開かれた学校

・いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。
・学校開放日や地域行事を通して地域住民の声を聞く機会を持つ。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

・警察の「ひまわり教室」やPTAと連携した「我が家のスマートルール」を通して、インターネットの利用や携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行う。
・校区座談会を利用し、地域住民や保護者に対してインターネットの危険性や注意点について共に考える機会を設け、いじめの予防に向けた啓発に努める。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

・日常的に当該児童の特性を踏まえ、全教職員で情報を常に共有しながら適切な支援を行うとともに、保護者との個別支援シート等を利用した計画的な面談を行う。
・日常的に一人一人の個性、特性を理解し合えるような環境づくりや学級づくりに努め思いやりの心を育てる。

・新型コロナウイルス感染症に関連したいじめが起きないように正しい知識を伝える。

○SOSの出し方に関する教育

・危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行う。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

・全教職員が児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。児童のSOSを見逃さず、チームで読み取る。

・日常的に、ヒヤリハットメモや報告、相談を行う。

・日常的に、結の教育相談員や支援員との情報交換を行う。

○自己チェックの活用

年3回の「上庄元気っ子アンケート」による実態調査を行い、教員は児童との面談を直ちに行い、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○保護者に対するいじめ調査の実施

年2回、保護者に対するアンケート調査を行い、情報を共有し、直ちに面談等を行う。

○家庭や地域との連携

・気になること等があれば、家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換をきめ細かに行う。

・PTAや放課後子ども教室、スポーツ少年団、地域住民等と児童の状況に関する情報を共有し、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(5) いじめの事案対処

即時いじめ対策委員会を開催し対処する。特定の教職員一人が問題を抱え込むことがないように速やかに情報を共有し組織的な対応を行う。同時に大野市教育委員会へ報告する。

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」がチームで対応策を実施し、状況を確認していく。

○被害児童の保護

被害にあった児童には、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、保護者へは、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝える。また、「徹底して守り通すこと」「秘密を守ること」を伝え、不安をできる限り取り除く。

○加害児童への指導

いじめに至った経緯や心情を傾聴し、行動を振り返らせ内省を促す。いじめは絶対に許されない行為であることを、毅然とした態度で指導し、被害児童への謝罪や今後の関わり方等について話し合い、行動に移させる。また、保護者へはいじめ行為に至った経緯と当該児童の心情を説明し、二度といじめ行為を起こさないよう、温かく見守るよう協力を求める。

○集団への指導

いじめを見ていた、知っていた児童に対しては、自分事として捉えさせ、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。いじめは絶対に許されない行為であることを学級全体で話し合い、根絶しようという態度を持たせる。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じてSC、SSW等の外部専門家、警察や児童相談所、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(6) いじめの解消

いじめに係る行為が止んでいる状態が、3ヶ月程度を経過し、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないことについて、本人及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を大野市教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、大野市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の対応策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

① 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、教育相談、教務主任、養護教諭、関係担任 等

② 活 動

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の対応策の検討

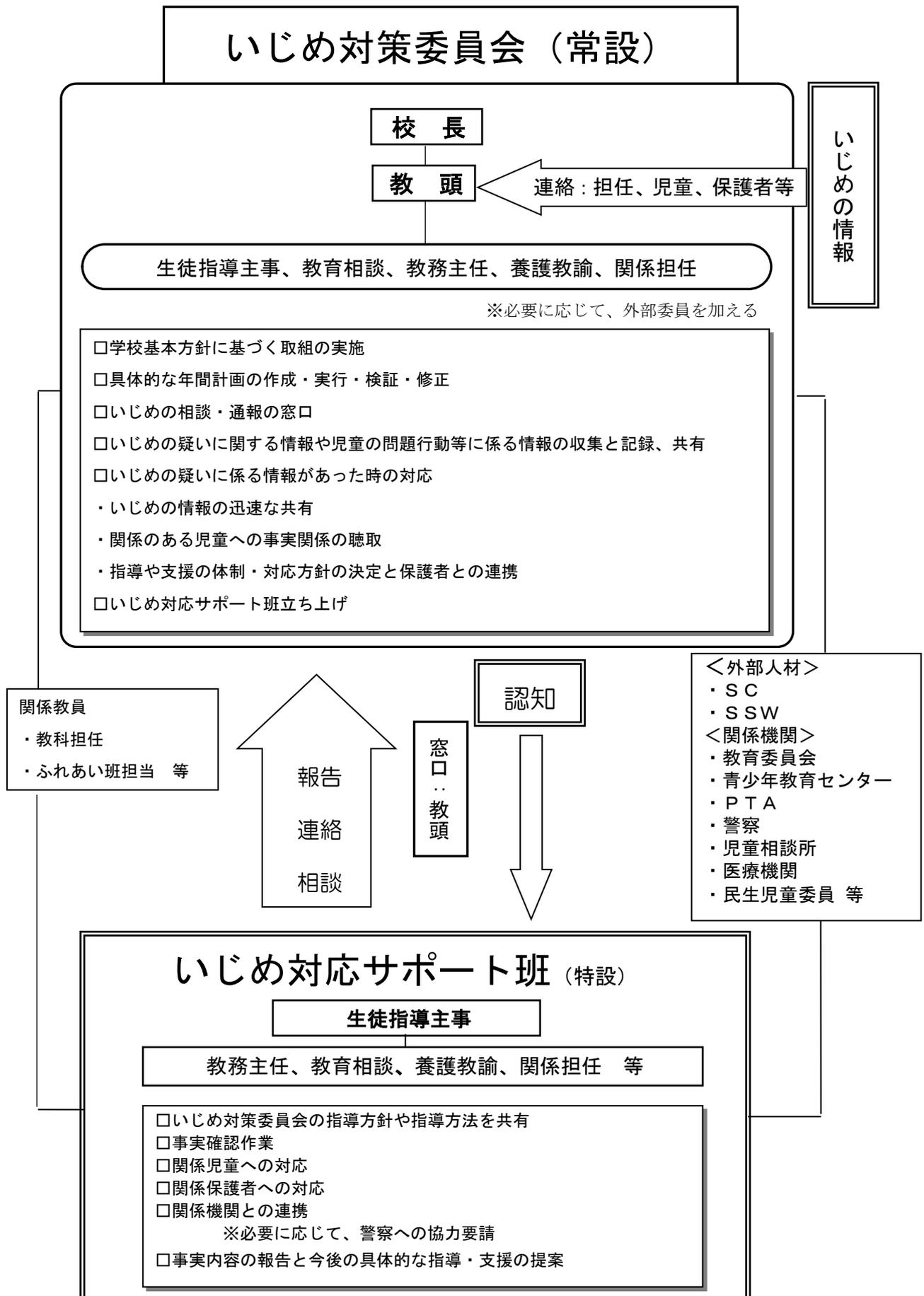
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、「いじめ対応サポート班」を設置し、実行に移す。

① 構成員：生徒指導主事、教育相談、教務主任、養護教諭、関係担任 等

② 活 動

- ・当該いじめ事案の対応方針や対応策を共有
- ・個別面談による情報収集と事実確認（当該児童、関係児童、保護者への聞き取り）
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・外部人材や警察や児童相談所等との連携
- ・追跡調査（3日後、1週間後、半月後、1ヶ月後、3ヶ月後と 状況の追跡確認）



5 いじめ対策の年間行動計画
[4~6月]

大野市上庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
4月	<いじめ対策委員会> ・基本方針確認 ・年間計画策定 <職員会議> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ・情報交換 いじめ対応サポート班 ※発生時に即対応(通年)	登下校の確認 ・地域との絆づくり・危険回避 縦割り班活動計画 ・リーダー育成・6年生のリーダーシップづくり 縦割り班活動スタート ・自主的な活動・絆づくり・リーダーの存在感 ふれあい活動(縦割り班活動)<年間> 保護者との連携(自由参観日)					
5月	<いじめ対策委員会> ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 <職員会議> ・情報交換 授業研究 <いじめ対応サポート班> ※発生時に即対応	第1回上庄元気っ子アンケート ＊保護者アンケート 児童との面談 読み聞かせボランティア・豊かな心づくり (5~2月) 保護者との連携(自由参観日)					
6月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 ・アンケートについて <職員会議> ・情報交換 <家庭・地域・学校協議会> ・意見集約	1年 園小連携 ・絆づくり ・グループ活動 研究授業 5年 宿泊体験学習(1泊2日) ・絆づくり ・自主的な活動 6年 修学旅行 ・自主的な計画 ・コミュニケーション力の育成 保護者との連携(自由参観日)					

	教員の動き等	児童の活動等						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
10月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 <職員会議> ・情報交換 授業研究	1・2年遠足 ・2年生リーダーの育成 ・1・2学年の絆づくり	3年 上庄地区敬老会発表 ・地域との交流 ・高齢者との交流	連合体育大会 ・連帯感 ・強い心と体づくり	保護者との連携(自由参観日)			
		マラソン大会 ・体力増進 ・強い心の育成						
		親子奉仕作業 親子資源回収 ・体験的活動 ・親子の絆づくり						
11月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 <職員会議> ・情報交換 <家庭・地域・学校協議会> ・意見集約 授業研究	1年 園小連携 ・絆づくり ・グループ活動	第2回上庄元気っ子アンケート *保護者アンケート 児童との面談				保護者との連携(自由参観日)	
		人権週間の取組 ・人権集会						
12月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 ・2学期の振り返り ・冬季休業中の指導について <職員会議> ・情報交換 <学校評価アンケート・保護者会> ・情報、意見収集	わくわく集会(児童会) ・仲間づくり						
		保護者との連携(保護者会)						
		福祉体験学習 ・1年:園児との交流 ・2年:視覚障害理解 ・3年:高齢者理解 ・4年:障がい者理解と施設訪問 ・5年:車椅子体験 ・6年:保育体験						

[1~3月]

大野市上庄小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
1月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 ・3学期に向けて <職員会議> ・情報交換 ・重点事項確認	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 登下校の確認(積雪時) ・地域との絆づくり・危険回避 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 就学予定児見学会 ・新たな絆づくり </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 3~6年スキー学習 ・体カづくり </div>					
2月	<いじめ対策委員会> ・定期的に状況把握 <職員会議> ・情報交換 <家庭・地域・学校協議会> ・意見集約 ・評価アンケート結果の公表	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 第3回上庄元気っ子アンケート 児童との面談 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> なわとび大会 ・体力増進・強い心の育成 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 保護者との連携(自由参観日) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 6年中学校入学説明会 ・異校種生徒の交流 </div>					
3月	<いじめ対策委員会> ・年度の振り返り ・新年度へ計画見直し ・学年末、学年はじめ休業中の指導について <職員会議> ・情報交換 ・重点事項確認 ・課題確認・計画確認 <情報発信> ・学校評価アンケートの結果と次年度の取組方針の公表	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 感謝の気持ちを伝える ・給食週間 ・ボランティアの方へ ・ありがとう集会 ・卒業式 </div>					

<参考資料>

いじめアンケートについて

大野市上庄小学校
校長 川端 英郁

初夏の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動の推進にあたり、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨今、いじめにより児童生徒が自らの生命を絶つという痛ましい事件が生起しています。集団で生活する中では、人間関係のこじれやつまずきはあり、そのような経験を通じて私たち大人は成長してきました。しかし、いじめや人権を軽んずる言動は、決して許されることではありません。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである」との認識に立ち、いじめを許さない学校づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめの小さなサインを早期に発見し、早期に事案対処にあたるのが大切です。そのためには、学校・家庭が連携して、いじめの問題に取り組む必要があります。

本校では「いじめ防止基本方針」（大野市ホームページ掲載）を定め、まずいじめが起こらないような魅力ある学校づくり集団の醸成、そして、いじめの早期発見、事案対処に努めています。

早期発見に向けては、

- ① 毎日の児童の連絡帳等を通した児童、保護者からの情報収集
- ② 児童アンケート「元気っ子アンケート」（年5回）による情報収集
- ③ 教職員間での児童理解、情報収集
- ④ 毎月0のつく日に「いじめ防止5か条復唱日」を設け、児童への意識づけ

を行っています。

つきましては、その一環として、保護者の皆様を対象に、いじめ・人権に関わるアンケート調査を年2回実施させていただきます。調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。また、アンケート調査期間に限らず、学校は相談体制を整えていますので、何かありましたら、いつでもご相談ください。

【調査についてお願い】

- ・この調査は本校の全ての保護者を対象に実施します。
- ・保護者の皆様に、家庭でのお子様の様子をお尋ねし、学校と家庭が協力して、いじめの問題に取り組んでいくことを目的としています。
- ・アンケート用紙に記入していただき、古封筒などに入れ担任にご提出ください。
- ・この調査についてのお問い合わせがございましたら、担当までご連絡ください。

【いじめの定義と判断】

- 「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

いじめアンケート調査（保護者用）

私たちは、「いじめ」を絶対に許しません。いじめられている児童生徒を徹底して守り通します。

<いじめの例>

- ・仲間はずれにされる、無視される
- ・叩かれる、蹴られる
- ・金品をたかられる
- ・持ち物を隠される、壊される
- ・嫌なことや 恥ずかしいこと、危険なことをされる
- ・冷やかされる、からかわれる
- ・パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる
- など

この1～2か月のお子様のことについて伺います。次の質問に該当する①～③の番号を選んで、あてはまるものに○を付けてください。

児童 年（男・女）保護者氏名

（氏名の記入に支障がある場合は、記入の必要はありません。）

問1 あなたのお子さんは、いじめを受けている。（受けていた。）（具体的に分かれば記入してください。）

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

番号	
----	--

問2 あなたのお子さんは、いじめをしている。（していた。）（具体的に分かれば記入してください。）

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

番号	
----	--

問3 学校でいじめがあると聞いたことがある。（具体的に分かれば記入してください。）

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

番号	
----	--

問4 いじめ等について、悩みや学校に対しての要望等があればお書きください。

--